

## にこ淵駐車場 出店要領

### ○目的

この要領は、にこ淵への出店により観光客の満足度を向上させるとともに、いの町内の各事業者等が地域特産品や飲食を提供することにより、地域全体に経済的な恩恵をもたらすことを目指す。

この目的を達成するため以下の事項を定める。

### 1. 出店者

出店の申込みができる者は、下記のとおりとする。

- ・町内に在住または実店舗のある一般社団法人いの町観光協会(以下「協会」という。)の会員
- ・その他、程野地区自然美化維持協議会会長が認める者

### 2. 出店場所

出店場所は、にこ淵駐車スペース②東側の駐車スペースとし最大 1 店舗とする。

### 3. 小間規格

小間の規格は、1 小間当たり間口 3 m、奥行 3 mとし、テント及び机・椅子等は出店者が準備する。

### 4. 出店料

出店料は平日 1, 0 0 0 円、土日祝 2, 0 0 0 円とし、12 月～3 月の期間は半額とする。月末締めで翌月 1 5 日までに協会に支払うこととする。ただし、雨天等で出店を取りやめた場合は支払い不要とする。

出店は 1 店舗 1 小間とし、途中で閉店した場合は協会と協議により小間料を決定する。

### 5. 出店日

出店可能日は連休・お盆・GW等、にこ淵への警備員配置日以外とする。ただし、月間の出店可能日数は 3 日以内とする。

### 6. 出店の申込み方法

出店希望の受付は、営業する月の前月 1 5 日までに出店申込書により下記へ申込みこととし、申し込み上限になった場合は抽選とする。

申込先：程野地区自然美化維持協議会

事務局 一般社団法人いの町観光協会

TEL:088-893-1211 FAX:088-893-1205

E-Mail : kanko@inofan.jp

### 7. 出店形態及び販売品目

- ・屋台のみでキッチンカーは不可とする。
- ・販売品目は飲食、物販としアルコールは不可とする。

### 8. 出店許可

- ・出店については、出店許可証を送付するので必ず現地へ持参すること。

- ・営業許可・保健所許可等必要な届け出は出店者が行うこと。

#### 9. 廃棄物の処理

- ・出店者のゴミはすべて持ち帰り自分で処理することとし、近隣施設などへの投棄は不可とする。
- ・ゴミ箱を設置し、お客様が持ち帰るもの以外は回収すること。
- ・営業後に周辺のゴミ拾いを行うこと。

#### 10. その他

- ・電気、水道は出店者が準備すること。
- ・火器使用の場合は適法の消火器を準備すること。
- ・テント等設置する場合は風対策としてアンカーを設置するなど必要な対策を取ること。
- ・出店において発生するトラブルはすべて出店者の責任で解決すること。
- ・音楽は BGM 程度とし大音量にはしないこと。
- ・出店者駐車場はにこ淵スペース①の下段林道脇(従前の仮設トイレ設置場所)とする。
- ・出店後は売上報告を協会に提出すること。
- ・本要領の目的及び取り決め事項に違反した場合は、その後の出店を制限する。
- ・本要領は令和 7 年度については試行期間とし、次年度以降については改めて要領を制定する。

#### 11. 附則

この要領は、令和 7 年 8 月 15 日から施行する。

# 出店申請書

にご淵駐車場への出店を下記のとおり申し込みます。

利用日時	年	月	日	時	～	時
(フリガナ) 事業所名				(フリガナ) 代表者氏名		
住所	〒					
連絡先	会社(自宅): メールアドレス:			携帯:		
生年月日	年	月	日			
販売品目						

※上記内容の内容に、事実と相違することがあった場合は、出店許可後にその許可を取り消されても異存ありません。また、出店要領を遵守したうえで利用します。

**申し込み締切：出店月の前月 15 日まで**

申込先：程野地区自然美化維持協議会 事務局：(一社)いの町観光協会内

〒781-2110 いの町 1692-9

TEL 088-893-1211 FAX 088-893-1205 MAIL kanko@inofan.jp